

別記 8

補償説明実施要領

(総則)

第1条 補償説明業務の実施については、この要領に定めるところによる。

(概況ヒアリング記録簿の作成)

第2条 受注者は、概況ヒアリングを行ったときは、その結果を記載した概況ヒアリング記録簿(様式第19号)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(権利者に対する説明)

第3条 受注者は、発注者より支給された各権利者の補償額等の提示書を権利者に提示のうえ、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 土地(残地補償を含む)に対する補償に関すること。
- (2) 物件(移転工法を含む)に対する補償に関すること。
- (3) その他通常受ける損失補償に関すること。
- (4) 資産の譲渡等に対し、譲渡所得の特別控除及び各種補償金の課税上の区分等租税特別措置法の規定に関すること並びに所得税法等の規定に関すること。
- (5) 契約の内容及び方法に関すること。
- (6) 補償金の支払いの条件及び方法に関すること。
- (7) 土地の所有権移転登記等に関すること。
- (8) 土地等の引渡し又は明渡しに関すること。
- (9) その他監督職員が指示する事項に関すること。
- (10) 前各号に掲げる事項に対する質疑応答に関すること。

2 受注者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、権利者に不信の念を抱かせるような言動は厳に慎むとともに、服装や言葉遣いにも十分な注意を払わなければならない。

3 受注者は、権利者が遠隔地に居住している等の理由により、面接が困難であると判断したときは、監督職員と協議のうえ、電話、郵便、電子メール等により説明を行うものとする。

(補償説明結果報告書の作成)

第4条 受注者は、本業務に係るすべての権利者に対して補償説明が完了したときは、説明結果を記載した補償説明結果報告書(様式第20号)を権利者ごとに作成するものとする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務が権利者の財産権及びプライバシーに関するものであることに留意し、本業務中及び業務完了後の守秘について必要な措置を講じなければならない。